

Q

18

## 補助人の辞任

病気や高齢により、補助人の仕事が続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。



A

家庭裁判所に、「補助人の辞任」の申立てをしてください。

### 【補助人の辞任】

補助人は、被補助人の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたわけですから、補助人の都合で自由に辞任することはできません。被補助人の利益を守れなくなるおそれがあるためです。

補助人が辞任できるのは、正当な事由がある場合に限られ、その場合でも、家庭裁判所の許可を得て初めて辞任できることになっています。

「正当な事由」の例としては、病気や高齢のほかに、遠隔地への転居によって補助人の職務を円滑に行えなくなった場合などが考えられます。

### 【新しい補助人への引継ぎ】

補助人を辞任する場合は、他に補助人がいる場合を除いて、次の補助人を選ばなくてはなりません。被補助人の権利保護に支障を来さないように、「補助人の辞任」の申立てと一緒に、後任の補助人を選任するための「補助人選任」の申立てをしてください。

辞任が許可された時は、すみやかにそれまで管理していた財産を新しい補助人に引き継いでください。